

「戦後社会制度とキリスト教 1945—60」研究会
戦後社会における「女性政策」と
キリスト教教育について 1

渡邊 さゆり

本報告は、「富坂キリスト教センター 戦後社会制度とキリスト教〈1945年—1960年〉」第二回研究会（2021年11月5日開催）における研究発表内容を、助言、更なる考察に基づき、整理、加筆したものである。

1. 研究会趣旨と目的への応答

1) 日本における人権をめぐる状況から

本研究会の「趣旨と目的」で、原誠（座長）は、次のように述べている。「象徴天皇は、国家主義的・神権の元首としての天皇の影をその背後に引きずっており、排他的民族主義など、差別構造、人権侵害の正当化という作用をもちあわせている。神権天皇制とは反対にそれをソフトに行うのが象徴天皇制である」¹。「ソフト化」は、アキヒト、ナルヒトの「時」を読み解く重大な鍵である。

本研究は、象徴天皇制と、基本的人権の尊重、人民主権は、共存が困難との議論が積み重ねられていたことを資料から読み出し、戦前、戦中の天皇による国家統治のフォルムの残像を内包したまま、戦後²社会制度が構築されたのではないかという問いを、21世紀の日本における人権尊重、民主化の現状から読み解くものとした。象徴天皇制を内包したまま構築された戦後社会制度によって、人権侵害、排他的社会構造がより増幅させられている。特に、本論では、戦前から女性差別が制度的に、そして慣例的に継承されている現状を分析し、日本におけるキリスト教教育の制度改革にどのような影響を及ぼしてきたのかを検証する。

2) 「ソフト化」する天皇制によって暴かれた「基本的人権の尊重」と「人民主権」の内実

2016年7月13日、アキヒトの生前退位の意向が発表された。当時、82歳であった天皇は、「お気持ち表明」のビデオメッセージを発信（8月8日公開）、「民意」に訴えた。法上、生前退位の規定はない。それを承知の上で、象徴の気持ちを汲

み取ることが人民に要請された。この「お気持ち表明」は、日本における象徴天皇制とは、人民が慮り、尊重すべき存在のもので、社会生活が保障されるものであることを暴いた。安倍晋三内閣の私的諮問機関である「有識者会議」は、これに応じ、「お気持ち」に即した法整備を進めた。当初は生前退位の賛否は分かれていた。生前退位は1840年以來であり、敗戦後、象徴天皇制下では第一回目の皇位継承者が（つまり、第二回目の戦後の皇位継承が）、生前退位を要請したことは、戦後象徴天皇制の事実上の法制度崩壊を意味した。しかし、「お気持ち」表明は民意に訴えることができるほどに天皇制は弾力化していたことを露わにした。

1945年以降、戦争責任を問われず、象徴天皇として残位した天皇ヒロヒトが死亡し、戦後第一回目の皇位継承が行われたのち、1990年、当時の韓国大統領、盧泰愚氏は天皇アキヒトによる日韓併合による被害に関する天皇の謝罪を求めた。しかし、当時の海部俊樹政権は天皇による謝罪は、天皇による政治介入となることを理由に、総理大臣による謝罪へと進めた。ところが、天皇アキヒトは盧泰愚大統領を迎え入れた晩餐会において「我が国によってもたらされたこの不幸な時期に、貴国の人々が味わわれた苦しみを思い、私は痛惜の念を禁じえません」と「お気持ち」を述べた³。自由な天皇の「お気持ち」表明は、皇位継承後一貫して行われ続け、天皇アキヒトは戦後第一回目の皇位継承者として、天皇ヒロヒトにまわりついていた戦犯のイメージを払拭した。平和を希求する温和、優しさ溢れる人間を演じきった。そして人間である限りは老化による肉体の限界、そして高齢社会日本の後期高齢者の「モデル」のごとく「お気持ち」を表明し、退位に関する自由も獲得したのである。

安倍晋三政権は、2017年6月9日、参院本会議で特例法を制定し、「お気持ち」にそうた。死んでも権力を持ち続ける神ではなく、老齢期に新たな生活を獲得できる人間として天皇は「ソフト」=人間的な存在となった。親しみやすく、どこでも会えそうで、気持ちを考えてあげたい天皇として、私たちの生活の隅々に住む事ができる新容態としての象徴、それが天皇制の「ソフト化」ではないだろうか。

天皇は変身自在で、国家神道の宗主を早期退任し、男系血族が無事に皇位を継承することを見届けることすらできる権利を獲得した。特例法制定を強いるほどの権力が新たに付与されたことに気づかれないほどの「親しみやすさ」ぶりが発揮され、「象徴天皇制」が変容しその本性を露呈したのに伴い、象徴天皇制と、「基本的人権の尊重」と「人民主権」は共存不可であったことが暴露された。

3) 女性差別に焦点化する理由

人民の平和実現は天皇の祈願によるもので、人民の平和享受は、天皇のおかげであるという精神性は、1945年以前から継承された天皇制を下支えする基調である。「ソフト化」(実はハード化であるという逆説的な意味で)した天皇制によって表出した、戦前の継承である「天皇の権能」による統治システムに並行し、戦前、戦中に女性たちが受けてきた差別は、戦後も継承されている。21世紀、「ソフト化」する天皇制に連動して、女性差別は増幅しているのではないかとの問いが、本研究の作業仮説である。

日本における諸キリスト教会では、戦後15年の社会制度の変革時に何が「犠牲」にされ、何が増強されてきたのかを追求し、「今」を読み解く上で、もはや「史料」にアクセスできた男性たちの視点による記録のみに依存することは、結局は権利回復と解放を求めている当事者不在の男性中心的研究にとどまらざるを得ない。史料解読の作業過程には、常に「犠牲」は女性たちに負わされてきたのではないだろうかという想像力がなければならないと考える。一見女性の権利拡大が成し遂げられたかのようであっても、日常生活経験の中で女性は新たな抑圧構造の中で生き残ってきたとの認識から、私は戦後15年間の社会制度、女性の生活、ライフサイクルの変動に着目したい。

2. 現在も継承され、増幅する「戦前」の女性への人権侵害

「日本においても、女性は差別されている」⁴。この言葉は、過去のものなのだろうか。この言葉は、敗戦によって超克され、レガシーにはならなかった。夫婦同氏制度は新憲法下でも継承され、2020年のデータでは、日本で婚姻届を提出するもののうち、96%が男性姓を使用した。これが戦後75年目の女性が置かれた現実である。21世紀の日本における女性たちの現状から、1945 - 1960年の社会制度の変革において、利用され、取りこぼされ、より複雑な差別構造の中に女性たちが置かれたことを問わないことは、現代のキリスト教会における宣教のジェンダー正義が焦点化されないことを補完することになる。このような視点から、私は、女性の権利回復と解放に着眼し、この研究を進めることにする。

1945年10月、GHQは、①婦人の解放、②労働組合の助長、③教育の自由主義化、④圧政的諸制度の撤廃、⑤経済の民主化を掲げた五大改革を発令した。この発令のうち、①婦人の解放、③教育の自由主義化を本研究で扱う。

1) 「家族像」の改変

旧憲法においては女性への差別は見える形で刻まれていた。新憲法制定、また天皇制の表向きの改編による、ソフト化された象徴天皇制の興隆により、女性が人権を獲得し、解放されたとは言い難い。ソフト化された象徴天皇制は、戦前、戦中の女性に対する差別をより可視的、不可視的に継承し、変化させ、女性差別的社会制度を堅固なものにしてきたのではないだろうか。敗戦後の日本の社会制度が「女性差別」を内包したまま作り上げられ、現在に至っていることへの理解を深める必要がある。そして、日本のキリスト教宣教の言説は、女性差別を信仰上の必要悪的扱いで女性への差別撤廃の取り組みを遅延させ、誤解を修正せず、女性たちによる聖書解釈、教理の捉え直し、教会組織の改訂、日本における宣教論の中心的課題からの除外を通して、国家レベルでの「家族像」を下支えしてきたのではないかとの内省的立場から今後の詳細な研究①戦後構築された「家族像」の探究、②新憲法、民法をはじめとする女性差別是正の項目制定経過批判、が必要とされるだろう。

2) 「敗戦後の日本における女性政策」

本研究会の射程となる敗戦後15年間は、日本に居住する女性たちにとってどのような時代だったのだろうか。女性たちを取り巻く社会制度は、「誰」により、「どこ」を目指し、変更され維持されたのかを戦後の家族体制から考察していきたいと思う。戦後、「家制度」は旧民法から継承された。新憲法の制定、民法・戸籍法の改正により戦後の「家族」体制は改変されたはずであった。民法改正は、臨時法制審議会、第四部第二小委員会が担当し、改正要項を草案し、中川善之助、我妻栄が参加した。中川は、夫婦別姓案を主張し、賛同が得られないと今度は夫婦同姓にして夫が妻の姓を名乗ることを主張したが、これらの半ば反対を想定した中川は案は当然のことながら反対された。中川は、この経緯について後に「夫婦が自由平等の協議で決めるといふ、公平といえれば公平、ずるいといえばずるい方法」と述べている⁵。しかし、民法制定時に、氏の決定の議論がなされていることはそもそも、戸籍制度を残存させることが前提で、これが旧民法における「家制度」を戦後も継承する起因となった。民法における婚姻制度における氏決定議論は、GHQが掲げた戸籍を個人登録へ転換させる意向とは真逆に、いかに戸籍制度を残したまま新民法を制定できるのかの考案であった。戸籍撤廃を要求したGHQに対して、新法制定議論は消極的で、表向きの戸籍制度存続理由は「紙不足」であった⁶。

こうして、戸籍筆頭者、続柄により構成される家制度は、「刷新」されることがなく、女性の家制度からの解放は著しく遅延している。

3) 女性の労働の変遷～スリリングな社会の中で～

新憲法、民法下で、女性の解放は実現せず、女性たちは1945年以降も戦前、戦中と同じ生活スタイルを継続することになったのだろうか。

天野正子は、この時代を「男性の作ったモノを与えられ、『使う側』におかれていた女性たちを、ゆっくりと、しかし確実に、『つくる側』へと押し出してきたスリリングな時代」と述べている⁷。「スリリングな時代」の女性たちのリアルとはどのようなものであっただろうか。かの女たちは、何に困窮し、何に依存し、何を負託されたのだろうか。女性たちにとっての戦後15年間を、「被害者的側面」にのみ光を当てるのではなく、スリリングな社会を生き抜いてきた生身の女性たちの有り様を、称揚的ではなく描き出していきたい。

天野は、1990年代初頭に、敗戦後以降の「生活革命」によって、女性の家事労働が極端に軽減される「モノ」の開発により、女性の生活基盤そのものが大きく変更させられていくことに注目した。その変更は、女性の清浄、清潔へのセンシビリティを強化し、「汚れ」（よごれ）を消すことから、「汚す」ことを許さないことへ転向であった⁸。天野は、まだ使用できるものであっても、一部の破損で破棄する消費主義へと女性たちが動員されていくことを指摘している⁹。このようなモノに取り巻かれた女性たちが、新社会制度の秩序の中へ組み込まれたことを読み解く方法は、キリスト教宣教の中の女性たちの信仰実践、そして戦後15年の間に大激変を迎える教育制度が志向したことを検証することにも援用できる。なぜならば教育基本法制定に向かって積み上げられた男女共学議論とは、まさに女性のライフサイクル、日常生活の質との関連で議論が進められているからである。

4) まとめ

敗戦後日本は「女性政策」を大きく転換した。その転換はアメリカ主導による日本の「民主化」政策の一つであった。前述した通り、1945年10月にGHQが発令した五大改革のうち、筆頭に挙げられている婦人の解放は、GHQによる独自の提案授与ではない。指令の背後には、1945年8月25日にすでに市川房枝らによる「戦後対策婦人委員会」¹⁰の樹立があり、女性参政権に関する提言が9月24日には提出されていた。「婦人の解放」は、GHQ主導の「民主化」に向けた成果ではなく、

戦前からの女性参政権運動の帰結である。日本における「普通選挙」¹¹、女性たちの政治参加の権利獲得は、完全にGHQ主導によるものとされてはならない。社会制度転換に関する議論は、男性視点から語られることが多く、特に戦前、戦中の女性の人権活動との断絶を疑う必要がある。そして、女性参政権運動が「男性と同じく政治参加する女性」がアピールされることにより、女性の解放運動が、「男性並みの人権獲得」を目指したものと同定される危険性がある。それは「男性並み」、もしくは「人間並み」へと女性が、上昇させられ、参入させられるという男性中心主義の強化政策とも言える。そして、政策の結果、「新政策」がもたらした新たな女性たちの困窮は不可視化されているのではないだろうか。この「男性並み」への格上げ人権政策こそ、戦後15年間に行われた教育制度改革に大きな影を落とすのである。

3. 共学化への道のり¹²

教育の機会が開かれるよう求めていた女性たちにとって、男女共学の可能性が開かれたことはどのような意味をもたらしたであろうか。戦前、中等教育機関¹³においては、共学は一部の実業分野校を除いてはなかった。第一次世界大戦後に、一時的に共学議論がなされたが、それらは皆、高等教育機関における共学論である。男女共学促進の抜本的起因となったのは、やはりGHQによる婦人の解放（前述）発令と連動しての女性への教育機会拡大志向である。

教育基本法第五条は、次のように定められた。

「男女共学」 男女は互いに敬重し、協力し合わねばならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第五条起草の経緯は次の通りである。

1945年12月4日、「女子教育刷新要綱」が出された。これが、戦後日本における女子教育政策の初動である。

「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女の相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントスル」。

この要項によって、戦前、制限があった女子教育の範囲が拡大されることになる。女子大学の設置許可、高等女学校の教育内容を、中学校（男子）と同内容とする

ことが促進されている。このような女子教育の「底上げ」「男性並み」への均一化が教育基本法第五条制定の礎となった。

1946年3月末、アメリカからの教育使節団が到着する。その報告書には女子教育に関する項目がなく、ただ、経済面から考えて早々に男女共学化することが困難であることが指摘され、移行段階においては男女別学のままでも致し方ない現状があることが報告されている。その代わり、女子教育の内容が青年学校（男子）と同等となる努力目標が掲げられていた。教育使節団も、女子教育の拡充を中心的課題としていたことがわかる。

文部省は1946年5月以降、「新教育指針」を続けて出している。その中でも第三章「女子教育の向上」というタイトルで、民主化の大きなファクターとして女性の教育機会を取り上げている。

1946年9月21日 文部省による「教育基本方針要綱案」においては、「男女はお互いに理解し尊重し合わなければならないもので、教育上、原則として、平等に取り扱わなければならない」とある。さらに、この要綱では、この文言のタイトルは、「女子教育」である。教育基本方針創案当初は、女性への教育機会の拡大が主眼であったことがよくわかる。教育基本法第五条の対象は、本来は女性であり、男女共学の制定ではなかったのである。9月の時点での要綱案には共学は提示されておらず、「(男女の) 平等」がその代わりに挿入されていた。「共学」と初めて言及されたのは、その3ヶ月後12月21日である。その時点ではまだ「男女共学」のタイトルはなく、「女子教育」のままであった。この時点では、まだ、教育改革の主たる対象が女性であることが忘却されていない。しかし、その約40日後、1947年1月30日の閣議案では女子教育は削除され、「男女共学」が本条文のタイトルとなった。この40日間の審議をたどることが、戦後教育制度、そして女性への教育機会拡充が後退した理由を解明することになるであろう。

4. 今後に向けて

本研究報告によって、日本における戦後15年間は女性たちの社会生活にとっても、大きな変革期であったことがわかった。特に、教育制度を制定する過程において、本来は女性への教育機会が開放されるための報告が、審議の過程で「男女共学化」の制定へとすり替えられていく予見があったことは、今後の研究において意義あるものであったと言える。男女共学化されていった中で、では別学の意義はどこにあるのか、戦後15年間にキリスト教学校が立たされた存続の意義と建学の精神、そして戦後時代を生

き抜くための預言者的視点はどのようなものであったかを今後検討して行きたいと思う。

〈註〉

- ¹ 原誠「戦後社会制度とキリスト教く1945—1960年」研究会 提案書案」2021年7月2日 第一回研究会
- ² 「戦後」という用語使用は、現在もお太平洋戦争被害当事者として訴えている方々、また沖縄において頻発する米軍基地被害の現状をなかつたことにする力を持つと認識している。「まだ戦後にはならない」声を無視することがないように留意するべきである。その意味で、「戦後」使用には課題と責任があることをここに付しておく。
- ³ 2021年3月29日韓国外交省による文書公開により、1990年の訪日時の天皇による謝罪要請とそれに対する日本側の対応が明らかになった。
- ⁴ 渡邊さゆり『日本におけるマイノリティ人権白書2021年』「10-1 女性差別 日本における状況」マイノリティ宣教センター 2021年 p.43
- ⁵ 中川善之助「民法改正余話」『ジュリスト』936号 p.95
- ⁶ 横山文野『戦後日本の女性政策』勁草書房2002年 p.27
- ⁷ 天野正子・桜井厚『「モノと女」の戦後史—身体性・家庭性・社会性を軸に』有信堂高文社1992年 5頁
- ⁸ 天野は洗濯機を例にあげる。洗濯機が導入されることと、無意識下の清浄志向が合成洗剤の「進化」を促したことを挙げる。そして女性の清浄化は、外部に対する身体拡張を起こしたことを指摘している。
- ⁹ 天野『同書』pp.8-9
- ¹⁰ 戦後対策婦人委員会は、後に「主婦連」(主婦連合会)として女性の消費者団体への礎ともなった。
- ¹¹ 「普通選挙」には、2021年現在も特別定住、永住、難民としての在留者を除いていることを隠蔽する力があることを看過することはできない。
- ¹² 本項については、小山静子『戦後教育のジェンダー秩序』第一章 男女共学の実施 勁草書房2009年 pp.1-48を参照した。
- ¹³ 現行法の中学校、高等学校にあたる。中学校が中等教育前期、高等学校が後期と称される。